

高浜原発運転差し止め

関西電力高浜原発3、4号機の再稼働差し止めを躊躇する滋賀県の住民が申し立てた仮処分について、大津地裁（山本善彦裁判長）は、運転を差し止める決定をした。決定は直ちに効力をもつたため、関電は運転中の3号機を停止させる。仮処分決定で稼働中の原発が止まる例は初めて。関電は不服を申し立てる方針だが、緊急停止した4号機も対策を講じても再稼働できず異例の事態だ。

東京電力福島第1原発事故後、原発の再稼働や運転を禁じた司法判断は3例目となる。しかし、原子力規制委員会の新規制基準の適

合性審査に合格し、再稼働を許された原発に「待った」をかけたのは初のケース。国の原子力行政と規制に与える影響は大きい。  
（参考）原電、福島第一原発の再稼働を申請へ

「湖水は深刻である。  
申し立てたのは原発から  
約70キロまでの滋賀県内の住  
民だ。『過酷事故が起きたれば、  
琵琶湖の汚染で近畿一  
帯の飲料水に影響が出る』」

政策では不十分で、国家主導での具体的で可視的な避難計画が早急に策定されることが必要だ」と指摘した。言葉は丁寧だが、対策を「全否定」したに等しい。

昨年4月の福井地裁決定や、15年4月の九州電力川内原発1、2号機の運転差し止め仮処分申し立てでは、専門家の意見を尊重した国に広い裁量権を与えた四国

定は、科学的・専門技術的知見を踏まえた安全性の根拠を明確に示すとともに、責任を電力側に求め、主張および説明が尽くされた場合には、電力会社の判断に不合理な点がある」と

福島原発事故から5年たつても避難住民の帰還ができない状況がある。原発訴訟は住民の波状攻撃のよつに全国で起き、高浜原発も名古屋高裁金沢支部で抗告審が進行中だ。原発に依拠する政府のエネルギー政策は「のままでよいのか。国の「再稼働ありき」の姿勢が厳しく問われている。

るかどうか』で判断されるべきとした。リスクをどうべきだ。現実判断するかの視点だ。しかし、今回の仮処分決

2016 3 10